



御坊市公示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、御坊市名田町楠井内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成20年9月22日

御坊市長 柏木征夫

字の区域の変更調書

変更前		変更後
字	地番	字
大谷	968番1、968番2、968番4、968番6、968番8、973番4、973番5、974番、975番及び976番の全部 里道の一部	新出
小濱	962番、963番、964番1、964番2、964番3、964番4、965番、966番及び967番の全部 里道の一部	

地番については、平成20年8月29日現在の地番である。